

2 建住第 334 号
令和 2 年（2020 年）11 月 18 日

協議会構成団体の長 様

長野県建設部長

ふるさと古民家再生支援事業実施要綱等の制定について（通知）

日頃より、本県の建築住宅行政に御協力いただき、ありがとうございます。

県では、地域の気候風土とともに育まれてきた古民家の安全・安心な活用と、伝統的木造建築技術の維持・継承、並びに古民家の活用を通じた地域活性化を図るため、皆様とともに長野県古民家再生協議会を設立したところです。

専門家を派遣して古民家調査及び古民家再生提案を行う「ふるさと古民家再生支援事業」の実施にあたって、各種要綱、要領を制定いたしましたので、お送りします。

つきましては、事業の円滑な実施に御協力をお願いするとともに、会員への周知に御配意願います。

記

1 事業概要

- (1) 長野県古民家再生協議会の設立
- (2) 古民家調査の実施
- (3) 古民家再生提案の実施

※詳細は別添参照ください。

2 送付資料

- (1) ふるさと古民家再生支援事業実施要綱
- (2) 古民家調査報告書閲覧要領
- (3) 長野県古民家再生協議会規約

建設部建築住宅課建築企画係 (課長) 小林 弘幸 (担当) 三宅 隆徳 電 話 026-235-7339 (直通) F A X 026-235-7479 E-mail kenchiku@pref.nagano.lg.jp
--